

京都市訓令甲第10号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

京都市長 門 川 大 作

別表地域力推進室長の項中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 会計年度任用職員（行財政局人事担当局長が別に定める者に限る。）の採用，期間の更新，退職等に関すること。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)